

報 告 第 2 3 号

平成 2 7 年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、平成 2 7 年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成27年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(一 般 会 計)

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績					比 較							
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源							
					国庫支出金	県 支 出 金	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	県 支 出 金	地方債		その他	一般財源	国庫支出金	県 支 出 金	地方債	その他	一般財源	
2	総務費	1 総務管理費	総合文化施設建設事業(建設工事)	24	1,089,000,000	544,500,000	-	517,200,000	-	27,300,000	0	-	-	-	-	-	1,089,000,000	544,500,000	-	517,200,000	-	27,300,000
				25	3,450,000,000	1,605,000,000	-	1,524,700,000	240,000,000	80,300,000	1,157,900,000	560,215,000	-	567,700,000	-	29,985,000	2,292,100,000	1,044,785,000	-	957,000,000	240,000,000	50,315,000
				26	0	-	-	-	-	-	2,314,053,798	1,289,515,000	-	973,300,000	-	51,238,798	△ 2,314,053,798	△ 1,289,515,000	-	△ 973,300,000	-	△ 51,238,798
				27	-	-	-	-	-	-	1,051,474,000	388,600,000	-	401,500,000	233,940,000	27,434,000	△ 1,051,474,000	△ 388,600,000	-	△ 401,500,000	△ 233,940,000	△ 27,434,000
				計	4,539,000,000	2,149,500,000	-	2,041,900,000	240,000,000	107,600,000	4,523,427,798	2,238,330,000	-	1,942,500,000	233,940,000	108,657,798	15,572,202	△ 88,830,000	-	99,400,000	6,060,000	△ 1,057,798
8	土木費	5 都市計画費	都市計画策定費	26	5,000,000	-	-	-	-	5,000,000	0	-	-	-	-	5,000,000	-	-	-	-	5,000,000	
				27	3,000,000	-	-	-	-	3,000,000	7,560,000	-	-	-	-	7,560,000	△ 4,560,000	-	-	-	△ 4,560,000	
				計	8,000,000	-	-	-	-	8,000,000	7,560,000	-	-	-	-	7,560,000	440,000	-	-	-	440,000	
9	消防費	1 消防費	消防救急無線デジタル化整備事業	25	176,085,000	-	-	176,000,000	-	85,000	11,800,000	-	-	11,800,000	-	-	164,285,000	-	-	164,200,000	-	85,000
				26	473,866,000	-	-	412,900,000	-	60,966,000	573,670,195	-	-	517,900,000	-	55,770,195	△ 99,804,195	-	-	△ 105,000,000	-	5,195,805
				27	10,500,000	-	-	-	-	10,500,000	68,011,419	-	-	50,700,000	-	17,311,419	△ 57,511,419	-	-	△ 50,700,000	-	△ 6,811,419
				計	660,451,000	-	-	588,900,000	-	71,551,000	653,481,614	-	-	580,400,000	-	73,181,614	6,969,386	-	-	8,500,000	-	△ 1,630,614

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 （省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 （省略）